公益財団法人 中山隼雄科学技術文化財団

助成事業実施規則

第1条(目的)

1. 本規則は、公益財団法人中山隼雄科学技術文化財団(以下「本法人」という。)の助成事業について必要な事項を定め、事業の円滑かつ効果的な推進を図ることを目的とする。

第2条(助成の区分)

- 1. 本法人は、「人間と遊び」という視点に立った科学技術の振興を図るため、次の区分により助成(以下「本助成」という。)を行う。
 - (1) 研究助成 A 主としてゲームの創成に係る科学技術に関する研究に 対する助成
 - (2) 研究助成 B 「人間と遊び」に関する研究全般に対する助成
 - (3) 交流助成 A 「人間と遊び」という視点に立った科学技術に関する 国際会議への参加、開催協力に対する助成
 - (4) 交流助成 B 「人間と遊び」という視点に立った科学技術に関する 研究会、交流会等への参加、開催協力に対する助成

第3条(応募資格者)

- 1. 本助成の応募資格者は、次のとおりとする。
 - (1) 国内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、研究所などの非営利の研究機関に所属する研究者ならびに所属する研究者を代表者とする研究グループ。
 - (2) 大学院博士課程在籍者及びならびに大学院博士課程在籍者を代表者とする研究グループ。但し、指導教官・教員の推薦を必要とする。
 - (3) その他理事長が特に必要と認める高等学校に所属する生徒およびグループ。但し、指導教官・教員の推薦および補助を必要とする。

第4条(募集及び応募)

- 1. 本法人は、本助成の対象者を公募する。
- 2. 本法人は、公募の実施に必要な事項を定め、これを募集要領(以下「募集要領」という。)として公開するものとする。
- 3. 募集要領のうち、当該年度において重点を置く研究領域の設定その他 募集の方針については、選考委員会との協議を経て決定する。

4. 本助成の応募者は、本規則を遵守することを前提として、募集要領に 定めるところに従い、当法人に対して助成を申し込むものとする。

第5条(助成の決定)

1. 本助成の対象者(以下「本助成者」という。)並びにその研究課題等 (以下「本研究課題」という。)及び交付金額(以下「本助成金」とい う。)は、選考委員会の審査結果の答申に基づいて、理事会が決定す る。

第6条(交付)

- 1. 本助成金の交付は、本助成者又は本助成者の所属する機関に対して、 各年度2月末日までに行なう。
- 2. 本法人は、本助成金を管理金等の名目により本助成者の所属する機関 に間接経費として納付することは承認しない。但し、当該機関が管理 金の納付を条件としてのみ本助成を受けいれる場合は、交付額の10% を限度にこれを認める。

第7条(研究の実施)

- 1. 本助成者は、3月1日から翌年(2年間助成の場合は翌々年)2月末日の間に本研究課題を実施し完成させなければならない。
- 2. 研究の実施にあたっては別に定める「助成研究の手引き」に従うものとする。

第8条(助成金の返還)

- 1. 理由の如何を問わず、前条の期間内に本研究課題を完成できなかった場合には、本助成者は、本助成金を返還しなければならない。
- 2. 前項に規定する返還は、本研究課題が行われなくなった時点で未使用の本助成金について行うものとする。
- 3. 本研究課題を完成した場合であって残余金を生じたときは、本研究者 は次の各号によらなければならない。
 - (1) 交付額の10%未満かつ5万円以下であるときは、返還を要しない。
 - (2) 交付額の10%未満かつ5万円を超えるときは、本法人と別途協議して決めたところによる。

第9条(計画の変更)

- 1. 本助成者は、研究目的、研究期間、研究責任者その他本助成に関する 重要事項を変更する場合には、本法人の定める書面により事前に本法 人に対して申請し、書面による承認を得なければならない。但し、変 更の内容が所属機関の変更及びこれに伴う肩書の変更であるときは、 届出書の提出をもって足りる。
- 2. 前項の申請があった場合は、本法人は、本研究課題の同一性を維持できると認めるときに限りこれを承認するものとする。

第10条 (成果報告)

- 1. 本助成者は、研究終了年の4月末日までに、研究成果報告書、研究成果概要書及び会計報告書を本法人に対して提出しなければならない。
- 2. 本法人は、研究成果概要書を本法人のホームページその他適宜の方法により公開する外、当法人が適切であると思料する者に対しては、研究成果報告書を提供することができる。
- 3. 研究助成 A 及び研究助成 B の交付を受けた本助成者は、研究終了年に 行なわれる本法人の成果発表会において研究成果を発表しなければな らない。

第11条 (成果の帰属)

- 1. 本研究課題の実施により得られた知的財産権は、原則として本助成者 に帰属するものとする。ただし、学会等に研究内容を発表する際は、 本法人の助成を受けた研究である旨を明示しなければならない。
- 2. 本助成者は、法令及び公序良俗に反しないかぎりその利用を希望する者に広く、かつ、平等に利用させるものとする。但し、事前にその内容について本法人と協議しなければならない。

第12条(改廃)

1. 本規則の改定及び廃止は、理事会の決議を経て行う。

附則

本規則は、平成25年7月19日から施行する。

制定: 平成 23 年 7 月 1 日 改定: 平成 25 年 7 月 29 日 改定: 令和 6 年 1 月 26 日